

# 公害病に水俣病など

## 厚生省 専門委が六種を認定

先の臨時国会で成立した公害医療救済特別措置法による公害病患者の認定について厚生省は十七日午後、東京・千代田区の薬業健保会館で「公害の影響による疾病の指定に関する検討委員会」（委員長佐々眞之関東通信病院顧問）を開き、政令に定める「公害病」の範囲を決めた。

同委員会は厚相の私的諮問機関で、佐々委員長のほか、水俣病、イタイイタイ病などの専門家が委員となり、公害病の病名指定とその診断方法の確立を検討していたもので、同日はさしあたり病名だけを指定した。

病と阿賀野川水銀中毒は病名として同じもので、国際的にも認められていることから双方とも「水俣病」と病名を統一、イタイイタイ病は通俗的な名称であるが、いまさら変える適当な名称がないため、従来通り「イタイイタイ病」とした。

さらに大気汚染については「慢性気管支炎」「気管支ぜんそく」「ぜんそく性気管支炎」「肺気腫（腫）」の四つの病気を公害病として認めることになった。

同日の会議では公害病の地域指定や診断方法についての結論は出なかったが、来年一月中旬に再度検討する。討議委員会を開きこれを決定、閣議の了承を得たうえ二月一日から実施したいとしている。

現在、公害病患者と認定されているのは四日市ぜんそく四百三十一人、イタイイタイ病百二人、阿賀野川水銀中毒二十七人、水俣病七十一人の計六百三十一人。これまでに正式に公害医療救済制度が確立していなかったため、国や都道府県で医療研究費などの名目で治療費を出し患者のめんどろをみていた。しかしこの制度が実施され、公害病と認定されれば医療保険の自己負担分が無料となるほか、入院患者に四千円、通院患者に二千円の医療費、必要と認められたものは月九千円の介護手当てが支給されることになる。